

経営革新等支援機関の認定申請に係る添付書類について

九州北部税理士会

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づき認定を受ける場合には、添付書類として「専門的知識を有する証明書」が必要となります。

○ 専門的知識を有する証明書

- ・ 税理士の場合 「税理士証票」のコピー 2 枚
- ・ 税理士法人の場合 「登載事項証明書」(日税連発行) 2 枚
 - ① 登載事項証明書が必要な場合は、本会事務局登録課(大原又は田嶋)までご連絡ください。(電話 092-473-8761)
 - ② 「登載事項証明申請書」を FAX でお送りしますので、必要事項をご記入のうえ、本会事務局まで FAX でご返信ください。
 - ③ 発行手続きには 1 週間程度の時間を要します。日税連から税理士法人宛に送達されます。
 - ④ 手数料として 2,400 円(1 枚 1,200 円)が必要です。後日「払込用紙」をお送りしますので、お振込みください。